

# 長洲町空家等除去事業 補助金制度の手引き

まちづくり課 定住促進係

## 1. 空家等除去事業補助金

### (1) 補助対象者

補助対象者は、次のいずれかに該当することが条件となります。

- ① 現存する空家等の所有者等で町税の滞納がない方
- ② ①の方から空家等の解体及び除去について、委任を受けた方

### (2) 補助対象空家等

補助の対象となる空家等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ① 居住の用に供しない状態で概ね1年以上経過していること。
- ② 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ③ 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。

### (3) 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内とし、30万円が限度となります。（補助金の額に千円未満の額が生じた場合は切り捨てとなります。）

### (4) 補助対象経費

補助対象経費は、空家等の解体等に係る経費となります。

### (5) 解体等の業者

空家等の解体等を行う業者は、町内に本店、営業所、事務所その他これに類似する施設を有し、家屋の解体及び除去を行う資格を有する業者となります。

### (6) 補助の条件

空家等を解体及び除去した敷地については、土地の適正な管理及び有効活用を図り、環境保全に努めていただきます。

### (7) 補助金の交付申請

補助金を受けるためには、補助金交付申請書に必要書類を添えて、町へ提出し、補助の要件を満たしていることを確認する必要があります。

補助の要件を確認し、補助を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書を申込者に送付します。

**【補助金交付申請書に添付する書類】**

- ① 補助対象空家等の位置図
- ② 補助対象空家等の解体及び除去の見積書の写し
- ③ 現況写真
- ④ (1)②に該当する方が申請する場合は、当該所有者等の委任状
- ⑤ 補助対象空家等に係る登記事項証明書（登記未了の場合のみ固定資産評価証明書）
- ⑥ 所有者等の町税の滞納がないことを証する書類（長洲町町税滞納状況調査承諾書）
- ⑦ 補助対象空家等の所有者等と補助対象空家等の存する土地の所有者がこ  
となる場合は、土地の所有者の同意書
- ⑧ 町内施行業者との契約書又は請書の写し
- ⑨ その他町長が必要と認めるもの

**【注意事項】**

補助金交付決定通知書が送付される前に解体等の工事を着工することはできませんのでご注意ください。

**(8) 解体等工事の内容変更・中止**

補助金の交付決定を受けた後において、事業計画に変更が生じたとき又はやむを得ない理由により対象工事を中止する場合は、補助金交付変更申請書に必要書類を添えて、提出する必要があります。

**【補助金変更申請書に添付する書類】**

- ① 変更後の見積書の写し
- ② 町内施行業者との変更契約書又は請書の写し

**(9) 解体等工事費の支払いと領収証の受領**

解体等工事の完了後、解体等工事費はまず全額、解体工事業者にお支払いください。

また、領収証は補助金の実績報告に必要ですので、必ず受取り、大切に保管してください。

**(10) 事業の完了報告**

解体等工事の完了を確認されたら、すみやかに補助金完了実績報告書に必要書類を添えて、町に提出し、審査を受けなければなりません。

**【補助金完了実績報告書に添付する書類】**

- ① 補助対象空家等の解体及び除去経費を証する領収書の写し
- ② 補助対象空家等の解体及び除去後の写真
- ③ 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
- ④ その他町長が必要と認めるもの

**【注意事項】**

補助金の交付決定があった年度の3月末日までに書類を提出し、審査を受けなければなりませんので、ご注意ください。

**(11) 補助金額の確定通知及び補助金の請求**

補助金完了実績報告書を審査し、補助金額を確定します。補助金を確定したら補助金確定通知書を郵送します。

補助金確定通知書を受け取ったあと、補助金交付請求書を町へ提出してください。

町では補助金交付請求書を確認後、指定された口座への振込手続きを行います。

**(12) 補助金額の受領確認と書類の保管**

補助金が指定された口座に振り込まれますので、入金の確認をお願いします。

また、補助金に関する書類については、補助事業終了後も大切に保管してください。

## 2. 老朽危険空家等除去事業補助金

### (1) 補助対象者

補助対象者は、次のいずれかに該当することが条件となります。

- ① 現存する空家等の所有者等で町税の滞納がない方
- ② ①の方から空家等の解体及び除去について、委任を受けた方

### (2) 補助対象空家等

補助の対象となる空家等は、管理されないまま放置され、倒壊等のおそれ又は道路、隣地等に危険を及ぼす可能性がある空家等で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。ただし、補助を受ける目的で家屋を故意に破損等させた場合は、対象となりません。

- ① 居住の用に供しない状態で概ね1年以上経過していること。
- ② 長洲町空家等除去事業補助金交付要綱に定める不良度判定基準の評点の合計点数が100点以上であること。
- ③ 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ④ 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。

### (3) 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内とし、50万円が限度となります。

また、補助金の額に千円未満の額が生じた場合は切り捨てます。

### (4) 補助対象経費

補助対象経費は、老朽危険空家等の解体等に係る経費となります。

### (5) 解体等の業者

老朽危険空家等の解体等を行う業者は、町内に本店、営業所、事務所その他これに類似する施設を有し、家屋の解体及び除去を行う資格を有する業者とします。

### (6) 補助の条件

老朽危険空家等を解体及び除去した敷地については、土地の適正な管理および有効活用を図るとともに、地域の環境保全に努めていただきます。

## (7) 補助金の交付申請

補助金を受けるためには、補助金交付申請書に必要書類を添えて、町に提出し、補助の要件を満たしていることを確認するため、町が実施する事前調査を受けなければなりません。事前調査は、補助金交付要綱に定められた住宅の不良度判定基準等により、対象となるか現地を確認し、調査を行います。

補助の要件および調査の結果に基づき、補助を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書を申込者に送付します。

### 【補助金交付申請書に添付する書類】

- ① 補助対象空家等の位置図
- ② 補助対象空家等の解体及び除去の見積書の写し
- ③ 現況写真
- ④ (1) ②に該当する方が申請する場合は、当該所有者等の委任状
- ⑤ 補助対象空家等に係る登記事項証明書（登記未了の場合のみ固定資産評価証明書）
- ⑥ 所有者等の町税の滞納がないことを証する書類（長洲町町税滞納状況調査承諾書）
- ⑦ 補助対象空家等の所有者等と補助対象空家等の存する土地の所有者がことなる場合は、土地の所有者の同意書
- ⑧ 町内施行業者との契約書又は請書の写し
- ⑨ その他町長が必要と認めるもの

### 【注意事項】

補助金交付決定通知書が送付される前に解体等の工事を着工することはできませんのでご注意ください。

## (8) 解体等工事の内容変更・中止

補助金の交付決定を受けた後において、事業計画に変更が生じたとき又はやむを得ない理由により対象工事を中止する場合は、補助金交付変更申請書に必要書類を添えて、提出する必要があります。

### 【補助金変更申請書に添付する書類】

- ① 変更後の見積書の写し
- ② 町内施行業者との変更契約書又は請書の写し

## (9) 解体等工事費の支払いと領収証の受領

解体等工事の完了後、解体等工事費はまず全額、解体工事業者にお支払いく

ださい。

また、領収証は補助金の実績報告に必要ですので、必ず受取り、大切に保管してください。

### **(10) 事業の完了報告**

解体等工事の完了を確認されたら、すみやかに補助金完了実績報告書に必要な書類を添えて、町に提出し、審査を受けなければなりません。

#### **【補助金完了実績報告書に添付する書類】**

- ① 補助対象空家等の解体及び除去経費を証する領収書の写し
- ② 補助対象空家等の解体及び除去後の写真
- ③ 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
- ④ その他町長が必要と認めるもの

#### **【注意事項】**

補助金の交付決定があった年度の3月末日までに書類を提出し、審査を受けなければなりませんので、ご注意ください。

### **(11) 補助金額の確定通知及び補助金の請求**

補助金完了実績報告書を審査し、補助金額を確定します。補助金を確定したら補助金確定通知書を郵送します。

補助金確定通知書を受け取ったあと、補助金交付請求書を町へ提出してください。

町では補助金交付請求書を確認後、指定された口座への振込手続きを行います。

### **(12) 補助金額の受領確認と書類の保管**

補助金が指定された口座に振り込まれますので、入金の確認をお願いします。

また、補助金に関する書類については、補助事業終了後も大切に保管してください。